

第7回議会制度研究会 令和7年12月16日（火）

○畠山晋一座長 ただいまから第7回議会制度研究会を開会いたします。

それでは、1検討項目の協議に入ります。本日は、現在協議中の項目について結論を出したいと思います。

まず、(1)予算、決算特別委員会の時間設定について、会議の終了時間についてを議題といたします。

前回の協議経過について、事務局より報告願います。

○水谷区議会事務局次長 前回は、会議の開始時刻を早めることは難しいとの意見でまとまっていました。そのほか会議の終了時刻を早めるための取組としては、具体的に3点の意見がございました。1つ目は、副議長は議長と同様に予算・決算委員とならない。これで8分短縮になるという意見。2つ目は、予算・決算委員会の終了時刻が正規の勤務時間内に収まるよう審査日程を増やすという意見。3つ目が、本会議についてでございますけれども、区長招集挨拶を短縮するという意見がございました。

なお、本日出席していない会派から特段御意見はお預かりしておりません。

○畠山晋一座長 それでは、会議開始時刻を早めることは難しいとの御意見でまとまっておりますので、その上で、会議の終了時刻を早くするための取組としての3点提案がありましたので、1つずつ協議したいと思います。まず、副議長は予算・決算委員とならないことについて御意見はございますでしょうか。

○たかじょう訓子委員 前回のときに、副委員長2人を守ったほうがいいという発言をさせていただきましたけれども、持ち帰りまして話合いましたところ、変わらず2人であるべきと（「今、副議長の話ですよね」と呼ぶ者あり）副議長、ごめんなさい。失礼しました。後ほど発言いたします。

○畠山晋一座長 ちなみに、副議長について何かありますか。

○たかじょう訓子委員 特にございません。

○畠山晋一座長 皆さん、副議長について予算・決算委員にならないということについて、意見のある人。

○原田竜馬委員 我が会派といたしましては、副議長はこの間、かつて議論をされてから長らく予算・決算特別委員会の委員となって質疑をしてまいりました。今回時間を短縮するためということが、1つ目的として、副議長は委員にならないというような選択肢が示

されたわけでございますが、かつての議論を遡って、どうして議長は委員にならず副議長は委員になったのか、そういったことも含めて、この決算・予算特別委員会だけを取り出して副議長が委員にならないという選択をしてもいいのか、この決算・予算特別委員会だけではなくて、区議会における副議長が委員として、また議員として、いつ質問し、いつ質問をしないのか、その全体を議論する必要があると思いまして、この議会制度研究会において副議長を委員としないということは拙速なのではないかと、意見として述べさせていただければと思います。

○福田たえ美委員 公明党といたしましては、副議長の質問権ということになると思いますが、この件に関して話し合いをするのであれば、常任委員会も含めて全てなんすけれども、副役職の質問権というのをしっかりとトータルでやっぱり検討してからがよろしいと思いますので、もう少し議論が必要かと思っております。

○ひえしま 進委員 副議長に関しては賛成です。

○たかじょう訓子委員 賛成です。

○そのべせいや委員 副議長の取扱いに関しましては、先日も副議長に対しての不信任決議の中にも、公平性あるいは中立といった単語も出てまいりましたけれども、先ほど福田委員がおっしゃっていたように、副役職がどのように公平性、中立性を保つかということについては議論をもう少ししたほうがいいのではないかということを申し伝えます。

○おのみずき委員 生活者ネットワークとしましても、この間の議会での副議長をめぐるいろいろな議論や動きなども見ていますが、もう少し全体での議論が必要という点に賛同します。

○若林りさ委員 私も今、皆さん今までの意見に賛成の立場なんですけれども、そもそも副議長、副委員長の立場がどういったものかという役割について話し合う必要があると思います。もし議長と同様な考え方、公平公正というものを持ち出すのであれば、予算・決算でも同様の整理として、補佐なので質問をしなくてもいいということも当てはまるのではないかとは思います。よろしくお願ひします。

○青空こうじ委員 ちょっとあまり分からんんですよね。でも、分からないけれども一応賛成します。

○阿久津 皇委員 我々としては、この案を出した立場なので当然そうしたほうがいいかなと思うんですけども、確かに副議長が本会議場では原則質問しないけれども、予算委員会、決算委員会には委員となるということについては、質問時間があるということなん

ですけれども、原則的にやっぱり副議長職というのはやっぱり議長職に準ずる、いざというときには議長に代わって代理で職務されるわけですから、その他もろもろの権利というか、立場に関しても議長職に準じていただくのがよろしいのかなということを意見として申し上げておきます。

○畠山晋一座長 そうしますと、副議長の予算・決算委員とならないというところは、今日のところは意見はまとまらないというところにさせていただきます。

次に、予算・決算委員会の終了時刻が正規の勤務時間に収まるよう、審査日程を増やすということについての御意見はございますでしょうか。

○加藤たいき委員 うちの会派としては、この間もいろいろと職員の方々の仕事の在り方ということを鑑みても、日程を増やすとなると、また、いろんな拘束時間が増えてしまうということの考え方から、この案には賛成できませんということは明確に言います。

○原田竜馬委員 私たちの会派といたしましては、開催日、期間を増やして短くするということに関しては賛成でございます。ただ、増やすことに関して、今、加藤委員がおっしゃられたように、増やすことについて、理事者の皆様方がどのような負担が増えるのかということもありますので、賛成はいたしますが、そこは理事者の皆様方の意見も把握していくかなければならないのではないかと思います。

○福田たえ美委員 公明党といたしましては、1日の時間が短縮されるということで期間が長くなるということですけれども、この期間が長くなることへの影響と、あと、どうしても委員会が1日で終わらない可能性があるということで、質疑がまたがってしまうという課題もあることも伺いましたので、よくここは検討していかなくてはいけないと思いますので、今回は反対です。

○ひえしま 進委員 賛成できません。

○たかじょう訓子委員 私どもは、議員の発言の時間をしっかりと確保することが重要かと思いまして、そういうことであれば、日にちをまたいでもしっかり審議すべきという立場で賛成します。

○そのべせいや委員 日にちをまたいで日数を増やすこと自体には賛同します。一方で、開催日を2倍にするぐらいでしか、現行制度を大幅に変更しないで開催日数を変更することは考えにくい状況があることを鑑みると、日数を増やすとなると、全体の予算・決算委員会の進め方自体の変更に言及をせざるを得ない可能性があるので、増やし方については大きな議論が必要ではないかということを申し伝えます。

○おのみずき委員 審査日数を追加してはどうかと前回私たちは意見を述べさせていただいて、前提には、やっぱり残業ありきの会議スケジュールをそもそも見直すべきではないかというところがあったので、それを定時内に収まるようにするには審査日数を増やすというところで提案させていただいたということになります。なので、前提ありきでここには至っているところなんですけれども、実際にやるとなったら、先ほどあったとおり、質疑、領域が日をまたぐみたいなこととかも発生してくると思うので、前回もちょっと申し上げたんですが、やっぱり理事者側の人たちと丁寧な協議の上で考えていくということは絶対に必要になってくるかなと思います。

○若林りさ委員 単純に審査日程を増やして時間を短くするということを考えると、審査の領域、分野がわたってしまうのではないかということで、理事者側、答弁側もすごく煩雑になってしまふと思うので、ちょっとそこに関しては懸念があります。なので、前回の参政党さんから意見があったものなんですが、予算や決算で日程がつながっているもの、重なっているものの間を1日つくると、今現在の11日が13日になるということで、2日は延びるんですけども、その間に理事者の方と話ができる時間ができるということで、今、皆さんの中で残業の時間がすごく延びているというところも解消に至るのではないかということも、皆さん話に上げていただきたいということを要望します。

○青空こうじ委員 やっぱり増やせば増やすだけ職員とか理事者の方が大変になるもので、今までどおりでいいと思っています。

○畠山晋一座長 では、こちらに関しましても賛否両論出ているというところで、意見がまとまらないということです。

次に、本会議での区長の招集挨拶を短縮することについての御意見は。

○加藤たいき委員 賛成です。

○原田竜馬委員 区長の招集挨拶の短縮に対して反対でございます。招集挨拶で区長が述べる言葉で、この区政が一体どういったものを目指しているのか、招集挨拶の内容で区民の皆様方にも世田谷区の方針というものが伝わると思いますので、そちらを短縮することを議会から迫るということに関して、ふさわしくないのではないかと考えます。

○福田たえ美委員 もともとが議会の時間をいかに短縮していくかという議論の中で、区長の招集挨拶の短縮というようなお話をいたしました。それであるならば、区長の招集挨拶だけに関して短縮というのではなく、質問時間も併せて、やはり全体的に検討していく必要があるのではないかと考えますので、反対です。

○ひえしま 進委員 区長の招集挨拶は長過ぎですので、短縮に賛成です。

○たかじょう訓子委員 私どもは、区長の発言によって区民が全体像をつかめるというところもありますので、反対です。

○そのべせいや委員 区長の招集挨拶が区政に与える影響は大きいと考えます。また、たくさんのことについて述べたいというお気持ちも理解しますが、明瞭簡潔にしていくということは実現可能であると考えますので、短縮には賛成します。

○おのみずき委員 区長の招集挨拶に特化して短縮ということをいうのは、私たちは反対です。それは、あくまで区民の立場に立ってという観点から私たちは反対です。時間に関しては、ほかの部分も含めて総合的な検討が必要だと考えます。

○若林りさ委員 区長の挨拶の短縮については賛成です。いろいろ区に関して述べられていることは承知しているんですけども、もっと簡潔に伝えられるのかなというところで賛成といたします。

○青空こうじ委員 私も、もうちょっと簡単にできないのかなと思っています。やっぱり短くなるのに賛成します。

○畠山晋一座長 会議の終了時間を把握するために、今3つの提案については全て合意に至らなかつたため、本件については現状どおりということをまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 それでは、本日出席していない会派の御意見も伺った上で、次回、正式に決定したいと思います。

次に、(2)決算・予算の出席委員の見直しについてを議題といたします。

前回の協議経過について、事務局より報告願います。

○水谷区議会事務局次長 前回の議会制度研究会では、予算・決算委員はこれまでどおり全員出席とする意見が大半を占めていました。

なお、副委員長につきましては1名とし、質疑は行わないという意見と、これまでどおり2名とするが、副委員長席には交代で1名のみ着席するという意見に分かれています。

なお、本日出席していない会派から特段御意見はいただいておりません。

○畠山晋一座長 それでは、決算・予算の出席について、全員出席との意見が大半を占めていますが、改めて御意見があればお願ひいたします。

○津上仁志委員 公明党としては、やはりコロナ禍のときに行ったような体制でも十分議論はできるのではないかと理解しております。全員出席ということについては反対。

○畠山晋一座長 そこはこだわると。そのほか御意見はありますか、よろしいですか。

もう一つが、さっきたかじょう委員が言いかけた副委員長の件についてですけれども、1名として質疑は行わないという御意見と、これまでどおり2名とするが、副委員長席には交代で1名のみで着席するという2つの御意見がありましたが、こちらについて、たかじょう委員、どうぞ。

○たかじょう訓子委員 副委員長も発言をしたほうがいいと考えます。副委員長が着座するのが1名で、もう1人控えでというのはありだと思っています。なので、2番目のほうです。2名とするをお願いします。

○原田竜馬委員 私たちの会派としては、副委員長を1人につくることに関しては賛成でございます。ただ、1人につくる場合、副委員長ももちろん現状では質問いたしますので、副委員長が質問するときに委員長が離席をする場合の懸念点を解消するルールづくりは必要かと思います。

○阿久津 皇委員 我々は従来と変わっていないんですけれども、副委員長を1人にされるのであれば、委員長の横にいていただきて、委員長に何かあったときのためにやはり質問はしないほうがいいと思います。副委員長が質問する権利をそのまま妨げるべきではないとおっしゃるのであれば、副委員長が質問されているときに委員長に何かあると困るのや、やっぱり副委員長はお二人いらっしゃる必要があるのかなと思います。

○加藤たいき委員 先ほどの原田委員の懸念点なんですが、運営委員として各会派から出しているわけですし、副委員長は1人で別に構わないと思うんです。もし委員長ができる場合は、運営委員は新たに立ち上げてやっているわけですから、副委員長は、報酬の分、微々たるものなのかもしれないですけれども、下げるこどもできますし、1人でいいのではないかというのはうちの会派の考え方です。

○中塚さちよ副座長 おっしゃるとおりで、私も補足のタイミングを逃してしまいましたが、その場合に、まさに運営委員であったり、何か代替のルールというのをあらかじめ定めておくことを要望したいということを付け加えさせていただきます。

○畠山晋一座長 では、公明さんの主義は分かりますが、決算・予算委員の出席については全員出席と、現状どおりとするということと、副委員長についてはまとまり切らないので、本件については、残念ですけれども、研究会としての意見をまとめることが難しいと

ということで、意見の一致を見ない事項として検討経過を議会運営委員会に報告するということでおよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、(3)物価高騰に伴う政務活動費の見直し、議員報酬と政務活動費の見直しについてを議題といたしますが、前回の協議経過について、まず事務局より報告願います。

○水谷区議会事務局次長 政務活動費につきましては、現状維持または報酬等審議会で判断するものであるという意見と、一方で、物価高騰の影響を考慮し増額するという意見に分かれていました。議員報酬につきましては、現状維持または報酬等審議会での判断という意見と、減額すべきという意見に分かれていました。

あと、本日出席していない会派から特段御意見はお預かりしておりません。

○畠山晋一座長 本件については、現状どおり、または報酬審議会での判断を仰ぐという意見と、見直すべきという意見に分かれておりましたが、改めて御意見がありましたら、どうぞ。

自民さんは両方バツということですね。立無愛さんも両方バツ。公明さんは、政務活動費の増額については検討してほしいけれども、議員報酬の減額については報酬審に従うということですね。改革さんは両方マルですね。共産さんは、政務活動費の増額はバツだけれども、議員の報酬の減額についてはマルということですね。国都民さんは、政務活動費の増額はバツ、議員報酬の減額についてはまだまだ検討が必要であるというところですね。生ネさんが両方バツ。維新と無所属さんの2人は出ていなかったんですが、この件について御意見はありますか。

○青空こうじ委員 現状維持。

○中塚さちよ副座長 私どもの会派はバツというか、報酬審でどっちに決めるかということなので、厳密には増額に反対とか賛成とか、そういう意味ではないです。

○畠山晋一座長 では、本件については研究会としての意見をまとめることが難しいようですので、意見の一致を見ない事項として検討経過を議会運営委員会に報告することでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、(4)区議会HPの掲載内容、区の公式LINEを活用した議会情報の発信、区議

会だよりのデザイン&U I 改良等による、議会広報の改善を議題といたします。

前回の協議経過について、まず事務局より報告願います。

○水谷区議会事務局次長 議会広報の改善につきましては、その方向性に多くの会派が賛成するとともに、経費や負担をそれほどかけずにできることから進めるべきとの意見が多数出されました。

具体的な取組に関する主な意見としては、まず1つ目、区議会だよりのデザイン性向上のため、まずは全号フルカラーとするというものと、区議会だよりのH T M L化、ウェブ使用での掲載や議員紹介ページの内容充実など、区議会ホームページの改善に取り組むというもの、大きく分けてこの2点のお話がございました。また、区議会ホームページの改善における取組など、具体的な取組項目については広報小委員会で適宜協議すべきとの意見も出されました。

また、本日出席していない会派から意見はお預かりしておりません。

○畠山晋一座長 では、本件については、まず区議会だよりを全号フルカラーとすることで前回まとまっていますが、こちらは大丈夫ですね。異議なしでよろしいですね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 そのほか、区議会のホームページの改善については、様々御提案、H T M L化ですとかが改めて提案に出ているわけですけれども、何かそのほか御意見がありましたら、どうぞ。よろしいですか。

今、次長が説明したように、H T M L化をするだとか、区議会のホームページの改善について本研究会で議論を踏まえて、今後、広報小委員会で検討するということを続けるということで、皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 では、異議なしと認め、それでは本日出席しない会派の御意見を伺った上で、次回正式に決定したいと思います。阿久津広報小委員長、よろしくお願ひします。

以上で、1検討項目の協議については終わります。

次に、2検討項目の協議（新規の項目）に入らせていただきます。

まず、(1)ハラスメント条例の実効性の確保に向けた検討及び(2)人材育成、環境整備、ハラスメント対策等、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組みを一括して議題といたしますが、まずは、提案会派より検討項目について御説明をいただきたいと思います。

○原田竜馬委員 私たちからは、ハラスメント条例の実効性確保に向けた検討ということを提案させていただきます。

まず、1の主旨でございますが、この間、世田谷区議会議員による職員に対するハラスメント条例を制定いたしまして、議員から職員に対するハラスメント行為というものに関して問題とし、そういうハラスメント行為をなくそうということでやってまいりましたが、その制定後には、議員間であったり、職員から議員に対するハラスメント行為というのも一部指摘されておりまして、より幅広くハラスメントを抑止する仕組みづくりが急務であると考えております。よって、本条例の改正も含めた実効性の確保に向けて、この議会制度研究会で検討できればと思っております。

議論の内容についてでございますが、大きく3点でございます。1つ目が、(1)の実効性の担保に向けた定期的な研修実施の明記でございます。現在、研修を行うことについては記載されておりますが、その実施頻度というものには記載がございませんので、改選時に1度の実施にとどまっているのが現状でございます。ハラスメントというのは、時間が経過すれば社会的な認識もまた変わってまいりますので、意図せず加害者になってしまうことがないように、研修の頻度を明記し、実施していくよう改善を求めるべきだと思います。

2つ目が、本条例の対象となっていない議員間におけるハラスメント、また、職員から議員に対するハラスメント行為にも適用されるよう、対象者の範囲拡大を検討させていただければと思います。

3つ目でございますが、対象者の範囲拡大と併せて、第三者性や専門性が担保された相談窓口の設置、また、発生した際の調査体制の確保についても検討する必要があると考えられます。

下の参考になりますが、他自治体の事例を見てみると、例えば大阪府池田市においては、一つの条例で職員と市議会議員のハラスメントを防止する条例としております。また、次のページを見ていただきますと、大阪市も、議員間または議員と職員との間のハラスメント防止に適用される。また、③の岐阜県各務原市においては、市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例と市議会議員のハラスメント防止等に関する条例の2つの条例が制定されておりまして、市長等特別職と議員間についても、この2つの条例をもつて対象としている現状がございます。

現行の条例を改正し、議員間そして職員から議員に対するハラスメントというものを防

止していく範囲を拡大していくという方法もございますし、もう1本、条例を制定し、対象を拡大していくといったことも考えられます。議会制度研究会においては、この条例改正、範囲の拡大が必要だというところで、ぜひ意見の一致ができればと思っているところでございます。

○おのみずき委員 私たちからは、今回、改正候補者男女均等法に基づく議会としての取組について提案させていただきたいと思います。

背景としましては、2018年に政治分野における男女共同参画の推進に関する条例、通称候補者男女均等法が施行されまして、2021年に一度改正は見ているんですけども、こういった中で、2021年の改正時に、性別等を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備とかを行うために、政党等の取組促進とかに加えて、セクハラやマタハラなどのハラスメントに関する部分を含めて、国、地方公共団体の施策の強化というところが盛り込まれました。このときに、初めて法律の名宛人に議会が明記されまして、具体的には第8条にある環境整備、第9条にあるハラスメント対策、第10条の人材育成、こういったことに取り組むことが議会の責務と位置づけられました。

こうした点も踏まえて、今は全国でも各地方議会がいろいろな取組を様々展開しているんですけども、世田谷区議会としても積極的にその責務を果たしていくことが必要ではないかと考えまして、今回提案させていただきました。

これを提案した当時は3つ大きく上げたんですけども、人材育成に関しては、現在区側のほうでも取組がどうやら検討されているというお話を聞きましたので、今回は検討対象から、ここではあえて取り上げないで省かせていただいて、第8条の環境整備と第9条のハラスメント対策というところについて御議論をお願いしたいと思っております。

具体的な方策案として、下に2つについて細かく書かせていただいたんですけども、①が環境整備についてです。2つ書いたのですが、1つ目の丸ポチが、育児や介護等と公務の両立支援というところです。こちらもここ数年で、結構、地方議会でも様々な取組が進んできているかなと思うんですけども、例えば幼い子どもを同伴しての行政視察等への参加を認めるようなルールをつくったりとか、あとは群馬県の村議会で、育児時間の導入みたいな形で、例えば産後間もない議員が授乳等の時間を本会議中に取る1回30分とかで、育児時間という形で、それを会議規則に明記するみたいな形の改革などが行われたりとかがありますので、乳幼児同伴で登庁したときの会議出席支援なども検討してもよいのではないかと書いております。

2つ目が、オンライン活用による会議参加で、こちらは国都民さんのほうが別の検討項目で御提案されていたんですけども、こちらもやはり多様な人が参加しやすいという意味で、必ずしも女性、男性だけではなくて、例えば障害がある当事者の議員とか、様々な事情でなかなかリアルでの会議参加が難しいという人もいるかもしれないというところで、ここももう少し検討されてもいいのではないかということで書かせていただきました。

2つ目が大きなテーマで、ハラスメント対策です。先ほど立無愛さんから御説明いただいたところとかなり重複するんですけども、具体的には世田谷区議会議員による職員に対するハラスメント条例の改正ができたらいいのではないかと考えております。なかなか日本のハラスメント法制は、基本的に雇用主、事業主に対して、労働環境、就業環境を守るという観点から、雇用管理上の措置として対応がずっと求められてきていて、今も基本的にはそうなんですけれども、なかなかそういった中で、議員はそういった対象からやっぱり漏れてきていたところもあり、先ほどの候補者男女均等法の中で、初めてやっぱり議員が対象になるハラスメントへの対応が求められたというところもありますので、こういう条例を実効性あるものに変えていくことで、そういったところに応えていくことが必要かなと思っております。

具体的には、ハラスメントの禁止行為の定義の具体化。今の現状の条例では、特にどういう行為がハラスメントに当たるのかという定義はされていないので、ここはもう少し具体化してもいいのではないか。2つ目が規律対象で、こちらは立無愛さんとかぶるんですけども、議員同士、あるいは職員から議員、もう少し拡大すると、有権者から候補者へなど、どこまでを規律対象とするのかという話。あとは相談体制、相談と独立した調査機関の設置だったり、あとは条例の実効性の担保という点で、定期的な研修というところは当然として、どういった形で落とし前をつけるのかみたいなところだったり、つくったはいいけれども、その後の対応というところは結構条例の実効性という点では重要な点かなと、慎重な議論が必要ではあるんですけども、ここは考えていく必要があるのではないかかなと思っておりますので、私たちからはこういった論点を提示させていただきたいと思います。よろしく御議論お願いします。

○畠山晋一座長　ただいま生ネさんの提案の中で触っていましたけれども、オンライン活用による会議参加というのがありましたけれども、これは別途オンラインによる議会出席の制度化という提案がこの研究会の中で出されていますので、そのときに協議したいと思います。

いますが、御了承いただけますか。

○おのみずき委員　はい。

○畠山晋一座長　それでは引き続き、事務局より、現状や実現に向けた課題等についての説明をお願いします。

○水谷区議会事務局次長　まず、世田谷区議会でのハラスメント対策に関する取組について御説明いたします。

世田谷区議会では、令和3年6月に世田谷区議會議員による職員に対するハラスメントに関する条例を制定いたしました。この条例は、議員による議員の地位を利用した職員に対するハラスメント行為を防止し、全ての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで区政の効率的運営に寄与することを目的としております。これまでハラスメント防止に関する研修は2回開催しており、1回目を令和3年4月、2回目を令和6年11月に実施いたしました。ハラスメントに関する事案が発生した際には総務課長が職員の相談窓口になっており、その後、区長からハラスメント事案の報告があったときは、必要な措置を講ずるものとされております。

また、23区でのハラスメントに関する規定の制定状況は、ハラスメント条例を規定している区が3区、政治倫理条例の中でハラスメントについて規定している区が4区、ハラスメントに関し指針として規定している区が1区という状況でございます。

続いて、世田谷区議会での育児、介護に関する規定についてでございます。育児や介護に関しては会議規則第2条に、議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の会議時刻までに議長に届けなければならぬと現在定められております。

なお、令和5年12月22日の議会運営委員会で議員間や有権者からのハラスメントの根絶防止を盛り込むことを趣旨とした世田谷区議會議員による職員に対するハラスメントに関する条例の改正を求める陳情が審査されております。今現在、継続審査となっています。

○畠山晋一座長　それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

○ひえしま　進委員　先ほど原田委員から、職員から議員に対するハラスメントという御指摘があったんですけれども、具体的にどういうのが想定されるというか、あるんでしょうか。

○原田竜馬委員　具体的には、もちろんセクシュアルハラスメントといったことも想定されますし、また、条例が制定された当時は、議員という立場を利用して高圧的に理事者に

対して物を言う、意見を言う、問い合わせるといった話もありますが、逆に理事者側からもそういった高圧的な態度、パワーハラスメントと取られかねないようなハラスメントというものが想定されるかと思います。

○ひえしま 進委員 事務局にちょっとお伺いしたいんですけども、例えば今想定されているこの条例は議員から職員ということだと思うんですけども、それが認定された場合は、その議員の名前とかというのは公表されるんですか。つまり罰則みたいなところの部分がよく分からんんですけども、教えてください。

○水谷区議会事務局次長 区長から議会に報告される際には、議員のお名前までは含まれておりませんので、我々が対象者がどなただったかということは、知るすべが今のところない状態です。

○ひえしま 進委員 この令和3年に制定されて以降に、議員から職員に対するパワハラとかセクハラに関する相談というか、相談窓口が総務課長とさつきおっしゃったと思うんですけども、そういうことあったのかどうか。あったかなかったかで結構ですので教えてください。

○水谷区議会事務局次長 令和5年3月に1回報告は受けております。

○津上仁志委員 相談窓口と調査体制について伺いたいんですけども、立無愛さんのほうからは、参考として大阪府の自治体なんかを挙げられて、事務局からは条例の設置状況として23区の状況ありましたけれども、それぞれ挙げられた自治体でこういった相談窓口が設置されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○水谷区議会事務局次長 大阪市では相談体制が整備されていまして、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識、または経験を有する者を相談員とするという定めがございます。

○畠山晋一座長 相談員がいるということですね。

○おのみずき委員 補足なんですけれども、相談窓口の設置に関しては、ほかの自治体の事例を見ていると大きく3つあって、1つ目が、議会事務局を相談窓口としている。これは南山城村、加西市などです。2つ目が、外部窓口にすると明記しているケースで、沖縄県南城市とかと笠岡市などです。3つ目が、弁護士等に相談員を委嘱すると規定している条例で、福岡市や大阪府となっていて、どういった形がいいのかはそれぞれの自治体でテーラードされているのかなと思います。

○ひえしま 進委員 2番目は何でおっしゃっていたんですか。

○おのみずき委員 2番目は外部窓口です。

○福田たえ美委員 原田委員にちょっと確認ですけれども、一番目の実効性の担保に向けた定期的な研修実施の明記というところなんですが、これに関してはどれぐらいの頻度がいいとお考えなのか、また、その頻度を検討していく上で何を基準にしていったらいいかというところまで分かれば教えてください。

○原田竜馬委員 会派の中で1年に1回だとか2年に1回だとかといった議論まではできていないんですけども、今現状1回、4年の任期がある中で1回というのは少ないのでないかということで意見はまとまっている状況でございます。

また、何を基準にハラスメント防止の研修をすべきなのかということに関しては、やはり4年に1度でございますと、ハラスメント研修を受けてもなかなか定着しない部分もあるかと思います。ですので、同様の研修であったとしても、確認の意味を込めて複数回実施していくことが重要なのではないかと考えます。

○加藤たいき委員 まず1点目、事務局に確認なんですが、この間で議員同士のハラスメントの相談というものが、言えるのかな、来たのかどうかはどうなんですか。

○水谷区議会事務局次長 議員間のハラスメントがあった場合の相談窓口というのは特に明確に定まっているものはございませんので、議長だとか事務局だとかということが想定されるかと思いますが、特段私のもとにはそのようなお話はございません。

○加藤たいき委員 立無愛さんにちょっと確認なんですが、誤解を恐れず言わせてもらいますが、悪意があると捉えてほしくないですけれども、ハラスメントはかなり主観なものがあって、許せる範囲の人もいれば、これに対して許せない人もいますよねというはあるものだというふうに認識しています。

一方で、今期のメンバーの議員を見ていても、ハラスメント的なものはないのではないかという想定を個人的にはしているんですが、来期どんな状況になるか分からない中で、悪意を持ってハラスメントだと濫用してくるような方が入ってきた場合に、どういったことを想定されてこの条例を立ち上げるべきだと考えているのかというところ、濫用されないような防御策みたいなのを考えて条例に盛り込むことができるのであれば、それを教えてほしいなと思っています。

○原田竜馬委員 まず、現状として議員間におけるハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント様々ありますが、本当がないのかと言われると、そうではないのではないかな、問題とされていないだけなのではないかな、潜在的に発生してしまって

いる現状があるのではないかなと私は認識しているということを少しお伝えさせていただければと思います。

その上で、悪意を持った方がハラスメントだと訴えていく、そういういた行為が散見されるのではないかということに関しては、ですので、相談窓口があつて、ハラスメントが実際にあったのかどうかといったことをしっかりと第三者性、客観的な観点から調査をする、そういういた組織を設けることで濫用というものは防げるのではないかと思います。

○中塚さちよ副座長 補足させていただきます。おっしゃるとおり、濫用ということについてなんですかでも、ハラスメントの定義自体が本当に時代によってどんどん変わっていますので、そういういた懸念も含めて、私たちは研修の頻度を増やして、ハラスメントされたかなと思う人も、しちゃうかもしれないという側も、そうした研修で常にこれはハラスメントかなというのを勉強する機会を増やしていきたいということ。

あと、こちらで取り上げております各務原市では指針を設けておりまして、ハラスメントの定義ですかとか、こういったものがハラスメントに該当するよというのはかなり細かく書かれています。ただ、これは本当に今申し上げたことになりますが、どんどん時代によって変わっていくので、逆に細かい指針を定めてしまうと、それに該当しないものがもう次の時代にはハラスメントになることもありますので、細かく定めるというよりは、本当に常に研修とかの回数を増やし、ちゃんと誤解のないように進めていければいいのではないかと考えています。

○加藤たいき委員 意見にとどめておきますけれども、個人的には、まずできることとして想定できるのは、懲罰委員会を常駐する委員会にするとか、条例化前にできることはあるのではないかというのは個人的に思っているんですが、ちょっと事務局に聞きたいんですけれども、懲罰委員会というのを常駐するというのは可能なんですか。

○水谷区議会事務局次長 今年もありましたけれども、懲罰委員会は懲罰特別委員会でございますので、その事案が発生したときに立ち上がるものです。仮に常時委員会にすべきということであれば、常任委員会にするくらいしかないかなと思いますが、その常任委員会を開くこともなく終わってしまうこともあると思うので、やっぱり特別委員会というのが一番座りがいいのではないかと思っております。

○加藤たいき委員 特別委員会だとしても、動かさなくとも何かあったときに動かすということができないんですか。

○水谷区議会事務局次長 特別委員会というのは、付託されたものを審査するものでござ

います。ですので、予算とか決算特別委員会と同様に、その付託されたものの審査が終了すれば消滅するというのが基本です。ただ、今4つの特別委員会ございますけれども、それは毎回毎報告事項を聞いたり、そこに付託されるような陳情を審査していただいたり、あと議案の審査もございますので、それは閉会中の継続審査ということで、毎回定期例会ごとに議決をいただいているところです。

ですので、懲罰特別委員会を閉会中の審査（調査）事項を何にするかという問題が出てくると思いますので、なかなか難しい御提案かなとは思います。

○そのべせいや委員 提案された方々にお伺いしたいんですが、職員から議員に対してのハラスメントということに限定をすると、職員に対しての規定で十分ではないのか、そちらに対象を議員にするとか、そういうことではないのかという話と、これは生活者ネットワークさんの提案の中に記載がありますが、有権者の方から、こちらの表現だと候補者などというところですけれども、議員に対してのハラスメントについても理解をしていますが、こちらを防ぐ、あるいは発生したときに何らかの手立てをするということに対しては、どのようなことが具体的に考えられるのか。

私自身も、昨年、子育て中の候補者を経験された方とか、あるいは女性議員に向けてのヒアリングなんかもしたことがあるのですが、その際も、有権者の方々、特に周りの支援者と呼ばれる方々の中からも、ちょっとハラスメントだとか困り事だとかを経験しているということをヒアリングしましたが、そういったところを議会ないし議会事務局を通じて、あるいは第三者機関を通じてどのように対応していくことが現実的に考えられるのかということについて、お知恵があれば伺いたいです。

○原田竜馬委員 今回、私たちが提案をさせていただいた大きな趣旨というのは、議員から職員の方だけではなくて、確かに議員という立場を利用してのハラスメントというものは特に問題視しなければならないかもしれません、そういう立場関係を問わずこのハラスメントというのは発生いたします。上司から部下だけではなくて、部下から上司にハラスメントというものが発生するように、ありとあらゆる関係性においてハラスメントというものが発生いたしますので、議員から職員だけではなく、その全てを網羅する適用範囲とした条例をつくらなければならぬのではないかということが問題認識でございます。

○おのみずき委員 先ほどそのべ委員の1個目のほうをもう1回確認させていただきたいんですけども、職員の今のハラスメント防止の基本方針で十分じゃないかということですか。

○そのべせいや委員 その方針に、議員に対してなど幅広いものがあるとすれば、そこで賄われているもので不十分なのかどうかみたいなことです。

○おのみずき委員 区が策定している例のハラスメントの基本方針は、基本的に対象者が、いわゆる加害行為をする人に関しては、たしか基本的に職場におけるハラスメントを防止するという話でして、対象は職員と会計年度任用職員とか、いわゆる区が雇用している人たちとなっているんです。相談窓口を使えるのも基本的には職員等と定義されていまして、あの中では基本的に議員は、もちろん加害行為する側には想定されていて、それは10月に策定されたカスハラ対策基本方針もそうなんですけれども、加害行為側には議員は当然入ってきているんですが、被害側になった場合のことに関してはやはり抜け落ちている部分であるので、そこはやっぱり条例のほうでカバーしていく必要があるのではないかと思っております。

ほかの自治体では、例えば三田市とかは全庁型のハラスメント防止条例みたいなものを作っていますし、議員間、いわゆる議員が関与するだけではなくて、職員とか首長も交えた全庁型みたいなものをつくっていたりもするんです。世田谷区は基本方針を職員にはつくっているので、そこをあえて全庁型をつくる必要性がどこまであるんだというところは別途議論が必要かとは思うんですけども、そういう形もあり得るというところです。ただ、いずれにしても、議員が被害側として入ってくるというところに関しては、今のところ何もないのが現状で、そこは課題かなと思っています。

2つ目の有権者から例えば公職に就こうとする候補者等に対しての部分を実際どうするんだというところは、確かにおっしゃるとおり課題かなと思っていたり、特定の職場とか、場の設定ができる、そこで発生したものをどう規定していくかというところとは毛色が大分違うので、相談を受け付けて、ハラスメント行為があったのか、ないのかという認定とか調査とかというプロセスに乗せていくところは、やはりちょっと難しいのかなと思っています。

これを今回あえて入れた理由としては、先ほどの均等法の第9条に、公選による公職等にある者及び公職の候補者についてハラスメント防止を図るとか、研修とか相談体制とかその他必要な施策を講ずるものとすると入っていたので、やはり何らか検討は必要かなと考えて今回入れました。内閣府では、例えば選挙期間中に候補者から、いわゆる票ハラみたいなものを受け、そういう事例を取り扱っている動画教材みたいなのものも作られていて、ある意味、いきなり相談とか対応とか認定という具体的なプロセスに乗せていく

というよりは、もう少しその前段の、それって票ハラだよとか、啓発的な部分とか、もう少し必要な施策がどういうものなのかというところは広義に考えてもいいのかなとは思っております。

○水谷区議会事務局次長 今の件で補足させてください。区の基本方針についてなんですが、今年の9月に企総委員会に報告されておりまして、そこで総務課長からのお話によりますと、職員による事業者等へのハラスメントという項目がございまして、この事業者等へのハラスメントの「等」には区議会議員も含まれているというようなお話です。その項目を一応読み上げさせていただきますと、「職員が、事業者や団体等に対し高圧的な態度や無理な要求をするなど、当該事業者等にとってのカスタマー・ハラスメントとなる行為を行うことは、ハラスメント・ゼロを目指す区の方針に背くものであり、信用失墜に結び付く行為として断じて行ってはならない」と定められております。

○おのみずき委員 今のところに関連してなんですけれども、やってはいけないよというところには確かにっています。やってはいけない、要は、職員から議員だろうが、議員から職員だろうが、そこは全部それは駄目だよというふうには今の方針では確かにそこはなっている。ただ、それを具体的にどう担保していくのかというところのほうが課題かなと考えております。

○ひえしま 進委員 確認したいんですけども、例えば職員間でセクハラとかパワハラがあったときは、事案によっては懲戒処分の対象になったりしますよね。議員が職員に対してパワハラをした、あるいは先ほどの議員が議員に対してという場合は、そういうふうなものが認定されたとしても、名前も出なければ何の懲罰的なものはないという理解でよろしいですか。

○水谷区議会事務局次長 そこら辺が肝になってくると思うんですけれども、調査権というのが、例えば議員が職員に対してハラスメントを行ったときにどこまであるのかとか、懲戒権はもちろんないとは思うんです。懲戒権というか、処分する権限というのは議会にあるのか議長にあるのかというところだと思うんです。4年前に条例を制定したときにいろいろと私どもも勉強させてもらって、当時の弁護士に相談したりだとかしたんですけども、議長の権限というのは地方自治法で議事整理権、議会代表権、訴訟の代表、議場の秩序維持といった限定的なものしか定められていなくて、議場外のことまで権限が及ぶのか。例えば調査権というのが議長にはあるのか、それを条例で定めたとしたら自治法違反になってしまふんじやないかというような御指摘をいただいたことがございます。それに

対して、例えば調査の結果、ハラスメントがあったと認定して、認定した行為が自治法違反じゃないかと議員から訴えられたときに、果たして勝てるのかどうかというところまで突き詰めると、なかなか難しいのかなというような議論がありました。

あとは、第三者委員会を議会内で立ち上げたらどうかというようなお話もそのときはあって、ただ、そこも地方自治法には、議会は条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるということで、第三者委員会をしてしまうと、委員に報酬、第三者の方に委員報酬を支出した時点で違法な支出にならないかだとか、そういうところもございまして、そこまで明記することはちょっと今のところはできないなというお話があったと認識しております。

○ひえしま 進委員 そういう感じなんだと私も理解していたんですけども、一応提案されている立無愛さんとネットさんに聞きたいんですけども、議員の懲戒というか処分ですか、この辺はお考えがあればお聞かせいただきたいんですけども。

○原田龍馬委員 今回私たちは、懲戒だとか、どのような処分をすべきなのかということに関しては設けておらず、あくまで相談窓口、調査体制の設置を求めるにとどまっています。

○おのみずき委員 私たちのほうでは、いわゆる処分の在り方みたいなところも検討には上げるべきかなと思って、論点としては提示させていただきました。具体的には議員がハラスメント行為をしたという事実が確認されて、事実関係も分かって認定された場合に、今は議員の場合は基本的に懲戒の対象にはなっていないので、どういった形でそこに決着をつけるのかというところは議論が必要だし、ちょっと慎重な検討が必要かなとは思っているんですけども、私たちとしては、ほか自治体の事例などを拝見して、公表制度みたいなものを条例に位置づけているところが、柏市議会とかはハラスメント条例第8条で公表を位置づけていますし、議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、議長は当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならないとしているんですね。

なので、やはり議員としてハラスメント行為をしたよというところが広く公表されるということが結構戒めというか、次の再発防止みたいなところにつながるんじゃないかという、恐らくそういう考え方で公表制度みたいなものを位置づけている議会もあるということで、それをうちでやれるかどうかは分からないんですけども、そういったやり方は1つあるのかなとは思っています。

○中塚さちよ副座長 補足なんですけれども、うちの会派ではまだそこまでのことは入れていませんが、ちょっと個人的な体験で申し訳ないんですけれども、もう時効だと思うので、やっぱり当選したばかりの頃は、理事者の方とか上の議員の方から、今で言うところいうハラスメントに該当するようなことを経験したことがあって、そのときやっぱり一番つらかったのは、何も相談する場所がないんですね。大ごとにはしたくないし、何か懲罰を与えてほしいとかいうことはないんですけども、でも、こういうのはあまり起こってほしくないなとか、そういうときの相談するところが何もなかったので、そうした窓口というのは、まず第三者性が担保されるところは必要かなということで、うちの会派ではここまでのこと書かせていただきました。

○畠山晋一座長 それでは、現時点で御意見があればお願ひいたします。

○そのべせいや委員 先ほども申し上げましたが、昨年度、広く地方議員に向けて調査をしたときに、自宅住所の公開へのリスクを感じているという意見が、特に独身の女性とシングルマザーの方について散見されました。今、世田谷区議会でも住所の公開先を区内のどこかに設定しなければならない中で、23区でも議員控室を指定して住所を公開するという区も出てきているようです。実際にストーカー被害、ポスト、郵便受けにいろんなものが投函されていて身の危険を感じたみたいな話も世の中で報道されているところもありますので、先ほど有権者から候補者にという話の中で、具体的に何ができるのかということもございましたが、今後あと1年数か月で統一地方選挙などもあることを鑑みると、こうしたところの懸念を払拭することも候補者へのハラスメントなのか、身の安全なのかちょっと議論があるところであります。今回議会としての取組はちょっと広いハラスメント以外のところもありますので、こういったところもぜひ検討いただけないかなということは意見としておきます。

○水谷区議会事務局次長 今のお話で、議員控室を公開住所にするというお話がありましたけれども、以前、議員個人の広報紙で連絡先を議員控室、あと住所を載せられた方がいらっしゃって、その後、郵便物とかが結構区議会事務局にたくさん届いて、それを我々が郵便屋さんと同じように届けていたということがございますので、そのあたりの議論は慎重にしていただければ助かると思います。

○河野俊弘委員 ハラスメントのこの問題についてですけれども、議員から職員へのハラスメントを防ぐ条例を提案したのは、我々が最初に出させていただいて、その責任というのも重く受け止めているんですけども、やっぱり制定からかなり年数もたっていって、

今お話をあった議員同士だったり、当初は想定していなかったようなケースというのが非常に増えているなというのも感じているところなんですかけれども、やはり対象の範囲というのは少し今後の議論として、皆さんも煮詰めていかなければいけないのかなというところです。

ただ、一方で、議員同士とかの激しい議論であったりとか、政策批判とかまでハラスメントと受け取られて、言論そのものが萎縮してしまってはやっぱり本末転倒だなというところが非常にあると思うし、議会のそういう自由な討議であったりとか、人格否定的な言動との線引きみたいなところをどうやって整理していくかが非常に重要なとも思っています。職場環境を著しく害する行為を対象とするというところを前提に定義の具体化を、すごくここが難しいところなのかなとも思うんですけれども、やっぱりしていきたいなとも思います。

そして、第三者機関の話もありましたけれども、これは我々でもまだ少し話をしていかなければいけないと思うんですけれども、これは個人的にも外部機関に全部丸投げしてしまうと、議会というのはやっぱり自立性というか、そういうのは持っているというふうにも思うので、議会運営委員会があったり、議長だったりがいらっしゃる中で、議会の自立性と第三者とのバランスみたいなところがもし出てきたときに、そこの議論というののかなり煮詰めていかなければ、時間をかけていかなければ駄目なのかなというのが意見です。

○畠山晋一座長 本日出席していない会派から現時点でいき御意見があれば、事務局よりお願ひします。

○水谷区議会事務局次長 ないです。

○畠山晋一座長 それでは、本件について本日の協議はここまでといたしまして、次回改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえた各会派での御意見をまとめていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容を報告の上、御意見を伺うようお願ひいたします。

次に、(3)区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛についてを議題といたします。まずは、提案会派より改めて検討項目について御説明を願います。

○ひえしま 進委員 区内の政党・政治家ポスター掲示の自粛についてお願いしたいと思うんですが、政党・政治家など政治活動用のポスターです。町の美観を損ねるとの理由か

ら、選挙時の公設掲示板以外の場所での自粛、あるいはコインパーキング、自販機での掲示はやめるなど何らかのルールづくりをすべきではないかといった区民の御意見を頂戴しております。

最近、同趣旨の陳情が198名の方々によって議会に提出されました。その中でも触れられておりましたが、ポスターについては、貼った本人しか触れないと。敷地の壁などに勝手に貼っていても、敷地の持ち主が自由に処分できないといった問題があるとのことです。ですから、本人に連絡するもののいつまでもはがしに来なかったり、対応に大変苦慮しているというお話を伺いました。特に選挙が近くなると区民の方から相談が増えておりまして、様々なケースがあると思うんですけれども、そういった政治家のポスターは誰が貼ったか、その人の名前があるので分かるんですが、そこに問合せてちょっとらちが明かないというか、暴言を吐かれたりするケースもあるということあります。

もちろん政治活動の自由、表現の自由というのは保障されなければいけませんけれども、現状やはり町なかを見てもあふれかえっている状況があると思いますので、何らかのルールは定めるべきではないかと思って御提案させていただきました。

○畠山晋一座長 引き続き、事務局より現状に向けた課題等について説明を願います。

○水谷区議会事務局次長 本件につきましては、今年の11月4日の議会運営委員会で、世田谷区における政治家・政党ポスター掲示の自粛を求める陳情が審査され、継続審査となっております。

23区の状況につきましては、直近では、令和4年に目黒区と台東区において政治活動用ポスターの自粛に関する決議が可決されております。なお、台東区は平成10年から任期ごとに同様の決議を行っていると聞いております。

○畠山晋一座長 それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

○阿久津 皇委員 これは議運の場でも陳情の審査のときにちょっと申し上げたんですけども、ポスターには幾つか種類があって、大きく許可を得ているものと許可を得ていないものとあります。この提案を見ると、許可を得ていないポスター、勝手に貼られているポスター、無断なポスターについて規制をしましようということですか。それとも、許可を得ているものまで美観ということでいうと含まれてくるのかなと思うんですけども、そこまで想定されているのかどうか教えてください。

○ひえしま 進委員 原則は、許可を得ているものについてはいいだろうと。要するに明らかに無許可のポスターということあります。

○阿久津 皇委員 無許可ということであれば、これはもう公職選挙法でも当然駄目ということになっていますし、当然様々、敷地に無断で入ってしまうとか、人の家にポスターを貼れば当然そこの壁を毀損することになるので器物損壊的な様々なことにもなるので、そもそも議員あるいは議員を目指そうとするものが違法行為をやっているということ自体が考えられない話で、こんなものは本来規制するまでもない話なので、ここにいる我々50人の中には、そういうことをやっている人はいないと信じますけれども、そうではない可能性もあるということで、これを規制する、既に公職選挙法でこういうことをやっちゃいけないよ、無断で貼っちゃいけないよということが定められているものに対して、さらに条例をかけるということが可能なのかどうか、事務局の判断みたいなものがありますか、教えてください。

○水谷区議会事務局次長 目黒ですとかそのあたりも、条例ではなく決議ですので、条例で規制するというよりは、皆さんのお申合せというか、そういうもののほうがよろしいのかなと私は思っております。

○阿久津 皇委員 申し上げたかったのは、無断なものというのは既に法律で駄目なんですね。だから、本来やらないし、やっている人はいないと信じます。それ以上のことを決議なりで定めようと思うと、いわゆる合意を得ているものについても、美観を損ねるから、それが多分目黒区とか台東区だと思うんですけども、そういうところまで踏み込まないのであれば、なかなかこれは難しいのかなという気はします。無断なものに関しては、もし守られていない現状があるのであれば、それはまた別途、当然——剥がせるけれども処分できないんですよね、多分ね。（「いや、剥がせないでしょう」と呼ぶ者あり）剥がすのはできるんです。だけれども、処分したら怒られちゃう。それは所有権というか、一応財産権があるからというところなので、それも本当であれば処分したい。

そこは分からないですけれども、また別途、何かしら検討する必要はあると思うんですけども、そんなところでどういったところまで考えていらっしゃるのかなというのを聞きたかった次第です。

○ひえしま 進委員 条例制定ということまでは、私自身も、最大限表現の自由とか政治活動の自由というのは認められなければいけないので、そこまではっきり言ってやりたくないというのが心情なんですが、実際やっぱりあるというのは、皆さん政治活動をされていますから、無断なのか無断でないのかということは第三者からは判断できないので、そこは当然できないんでしょうけれども、ただ、御議論いただきたいのは、そういう区民の

方のまず声があるということで、実際ちょっとどうしようもない。明らかにというか、客観的に見て、このままでいいのかということと、あと区民の方から言われているのは、その相談する先がないということなんです。

警察に相談するのが一番いいと思うんですけども、その前にもうちょっと穩便にと言ったらおかしいですけれども、それを区議会事務局に言つたらいいのか、どうするのかということも含めて御検討いただければと思っております。区議会事務局だとは言っていませんよ、例えばということです。

○畠山晋一座長 ひえしまさん、1点確認なんですけれども、ポスターを無断で相手の壁に貼つたら、その壁の持ち主は剥がしていいんですよね。だって、自分のところの壁に知らないものが貼ってあるんだから、自分のものなんだから外していいというふうに僕は解釈しているんだけれども、そうじゃないというふうに何かさっき。

○ひえしま 進委員 それはちょっと私も厳密に法に照らしているわけじゃなくて、そういうふうにも聞きますし、いろいろ皆さん、ちょっと解釈があるとは思うんですが、そこも1回整理したいというのもあります。

○畠山晋一座長 公営掲示板のポスターは何人たりともこれは剥がしてはいけないというのは、皆さん周知の事実だと思うけれども、一般の政治活動用のポスターに関しては、勝手に貼られたら剥がしていいんですよと。今、阿久津さんがおっしゃったように、剥がしたものはどうするかは問題があるというところは課題になっているような気がしますので、その辺もできたらこの議会制度研究会の中で、皆さんで整理してやっていければいいなと思っています。

○水谷区議会事務局次長 今のお話ですと、公選法に明文化はされていないんですけれども、公選法の逐条解説によると、居住者等の承諾なしに貼られた政治活動用ポスターは、居住者等がその管理権に基づき自ら剥がすことができるとされております。ただ、世田谷区の選挙管理委員会事務局に確認したんですけども、うちの選管のほうにそのような問合せを受けたときには、今の案内に加えて、剥がしたポスターについては所有権の問題があるためすぐに処分せずに、該当のポスターに記載されている掲示責任者、政党等へ連絡するよう伝えているということでございました。

○ひえしま 進委員 そういうことですよね。そうすると、持つておかなければいけない。剥がしたものを持っておいて、これを本人に問合せて回収に来てくださいといつても回収されないという問題があるということだと思います。

○阿久津 皇委員 これは意見なんですけれども、前回陳情が出たときに我々会派でもいろいろと議論した中で、条例なり、あるいはその決議なりで定めることも必要なんだろうけれども、まずは区民の方に、そういう無断ポスターというのは違法なんですよということをしっかりと周知する必要があるんじゃないかという話が出まして、例えばですけれども、次回区議会だよりに、世田谷区議会議員の面々あるいは議会議員を目指す人たちは違法なことはしませんみたいな、あるいは無断なポスターは違法行為ですということで、貼られた方は本人の許可なく剥がすことはできます、ただ処分はしないでくださいみたいな、その辺の整理とか、区民にまず、無断でポスターを貼っている人は法律に違反するようなことをやっていますよということをしっかりと周知する、あるいは世田谷区議会だよりではなくて、区報でやってもいいかも分からないですけれども、ということをぜひやって、それが抑止力になるというか、今現在無断でやっている人がいるのであれば、そういうことを大々的にやることで抑止力になるのかなというのは、我々の会派の中で意見が出たので、ちょっと披露しておきます。

○畠山晋一座長 今、御意見になってますけれども、ほかに御意見はありますか。

○青空こうじ委員 選管さんというのは、選挙以外は暇なんだから、できれば巡回して、月に一遍でもいいから区内を巡回して、おかしなポスターがあったら剥がしたりするのはいかがでしょうか。

○畠山晋一座長 御意見としますが、選管が暇という言葉はちょっと僕は問題発言だと思いますので、選管は決して暇ではありません。ちゃんと選挙管理委員会は選挙管理委員会としての職務を遂行してやっていらっしゃるというふうに私は認識しておりますので、そういう表現の仕方はちょっと自重されたほうがよろしいかと思います。

○津上仁志委員 ちょっと確認なんですけれども、さっきポスターを剥がす剥がさないの説明があったんですけども、ポスターを剥がすと破損するケースが非常に多くて、その場合はどうなるんですか。その破られたものを捨てずに置いておいて、それを渡した際に器物破損だなんだといういちやもんをつけられることはないのかどうか、そこはどうなんですか。

○水谷区議会事務局次長 申し訳ございません。そこまでは把握しておりません。

○中塚さちよ副座長 私も事務局にお聞きしたいんですけども、今、区民の方がやっぱり貼られて困っちゃって、相談先というお話がありまして、あとポスターの種類も、いわゆる政治活動ポスターとか、多分、選管さんに相談があるとしたら、今選挙の期間の半年

前とか何とか前なんだけれども、このポスターはいいのかみたいな御相談が選管さんにあるのかなと思うんですが、やっぱりその期間内、物によっては政党ポスターとか何かいろいろあると思うんですが、実際、選管のほうではどういう相談がそちらの範囲になっているんですか。

○水谷区議会事務局次長 そのような問合せというのは区議会事務局にはございませんので、選挙管理委員会事務局のほうにあるものだと思っています。選管がどのような対応をしているかというところまでは、申し訳ございません、ちょっと私どもで把握しておりません。

○原田竜馬委員 事務局もしくはひえしま委員が御存じであればぜひ教えていただきたいんですけども、今回の政党・政治家など政治活動用のポスター掲示ということで、目黒区だとかあと台東区というのは、あくまで現職の議員もしくは台東区議会、目黒区議会を目指す者といった方々を対象としているのか、もしくは町の美観を損ねるということで、区議会だけでなく、都議会、国会、もしくは区長などもあるのかもしれませんけれども、そういういたところで対象としているのかどうか教えていただければと思います。

○水谷区議会事務局次長 目黒区に関しましては、決議文の中に、新たに目黒区議会議員選挙に立候補を予定する者にも、目黒区議会が全国に先駆けて町の景観や美観を守ろうとする取組に賛同することを期待すると書かれておりますので、立候補者、新人の方にも一応こういった効果を期待しているという決議だと認識しております。

○原田竜馬委員 ただ、これは私の聞くところになってしまいますが、目黒区議会で決議が出てきて、現職の皆さんのお手元のポスターはなくなつたけれども、結局、新たに目指される方のポスターはなくならなかつたというよりも、その人たちだけのポスターが町に乱立してしまつたというような話を伺いました。

これはひえしま委員にお伺いをしたいんですが、今回想定されていらっしゃるのは、あくまで区議会議員現職、区議会議員を目指す方のみなのか、もしくは幅広く世田谷区内で政治活動を行う全ての方を対象として想定されているのか教えていただければと思います。

○ひえしま 進委員 ここは区議会ですから区議会議員対象だと思います。区議会議員とを目指される方ということになると思います。

○畠山晋一座長 それでは、本日出席していない会派から現時点での意見があれば、事務局に伺います。

○水谷区議会事務局次長 ないです。

○畠山晋一座長 なしということで、本件について、本日の協議はここまでといたします。

次回、改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえ各会派の意見をまとめてきていただきますようお願いいたします。本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容報告の上、御意見を伺うようお願いします。

次に、(4)姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方についてを議題といたします。まず、提案会派より改めて検討項目について御説明を願います。

○ひえしま 進委員 姉妹都市交流事業における議員派遣のあり方でございます。姉妹都市交流事業について、世田谷区議会では区長と議長のほか、各会派を代表した議員が派遣されております。さっきのカナダのウィニペグ市訪問の際には1人204万円の予算がかかったということでありまして、高額費用を疑問視する区民の声が届いております。昨今、物価高騰が言われておりますけれども、これを鑑みれば当然ではないかと思っております。

うちの会派は、かねてより議会を代表して議長を派遣すれば十分ではないかと言ってまいりました。議員の海外派遣については一貫して反対しております、派遣された議員は報告書を公表されておりまして、議会質問などでその見聞を役立てられているということは分かるんですけども、しかしながら、費用対効果の観点から、派遣人数だとか訪問先の選定、また日程、移動手段ですね。例えば飛行機のビジネスクラスなのかエコノミークラスなのかななども含めて、ちょっと再検討する余地があるのではないかと考えております。その見直した人員とか予算などの分を子どもたちのために充てるということも1つの案ではないかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

○畠山晋一座長 引き続き、事務局より現状や実現に向けた課題等について説明を願います。

○水谷区議会事務局次長 世田谷区では、カナダのウィニペグ市、オーストリアのウィーン市ドゥブリング区、オーストラリアのバンバリー市の3都市と姉妹都市提携を結んでおり、5年ごとに現地で姉妹都市提携再確認宣言書の調印式などを実施しております。式典には、区長、議長、区議会議員が招聘され、親善訪問議員団を結成し参加しております。ただし、令和2年度と4年度はコロナの影響で訪問を中止しておりました。姉妹都市交流事業の実施につきましては、議会運営委員会で協議し決定しております。

タブレットの18ページを御覧ください。こちらは令和6年5月31日の議会運営委員会で今期を通じた申合せとして決定したものです。内容につきまして、1の実施形態は、(1)議長とは別に各会派1名（非交渉会派からも1名）、その他、正副団長各1名を加えた形で議員団を結成する。(2)辞退者が出た場合は補充しない。(3)近隣都市の視察は行わないとしております。

2の行程、3の経費につきましては、記載のとおりでございます。

なお、議員団の派遣につきましては、別途、会議規則第156条の規定に基づき派遣の都度、本会議の議決により決定しているところでございます。

説明は以上です。

○畠山晋一座長 それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 1人204万円というのは随行される区役所の職員の方々の分の旅費であるとか、現地のコーディネーターの方であるとか様々な費用を合わせたものを議員団の頭数で割ると204万円という認識でよろしいでしょうか。

○水谷区議会事務局次長 そのべ委員おっしゃるとおりでございます。

○そのべせいや委員 飛行機のクラスという表現がありますが、世田谷から成田なり羽田までに行く分の交通手段ないし指定席であればそれがグリーンなのかどうかみたいなことと、あと飛行機のクラスがどうなっているのかということが、今この場で分かれば教えてください。

○水谷区議会事務局次長 今年ウィニペグ市に訪問しましたけれども、成田空港への行き帰りは区の庁用車を使用しております。飛行機につきましては、成田から北米へ行く便の往復につきましてはビジネスクラスを利用し、北米内の移動はエコノミークラスを利用しております。

○そのべせいや委員 近隣都市への視察を行わないという規定はどんな経緯で、せっかくそれなりに高い旅費をかけて行かれた中で、近隣の事例を見ずに姉妹都市だけ行くという判断になったのか、過去の経緯が分かれば教えていただきたいです。

○水谷区議会事務局次長 平成27年期以降は、私の記憶ですけれども、近隣都市の視察は行わないようになっています。それまでは、行ったり行わなかつたりだったんですけれども、やっぱり近隣都市、例えば経由地だとかで視察を行うとなれば、そこでの宿泊費ですかコーディネーターの委託料だとか、そういったところも上乗せされることもあると思うので、経費節減といったところで、視察は行わずに姉妹都市交流事業のみ参加すると、

そういうことだったと記憶しております。

○阿久津 皇委員 提案者に聞きたいんですけども、議員団の派遣は駄目で、議長の派遣はよしとする理由を教えてください。

○ひえしま 進委員 議会の代表である議長が行けば十分ではないかという判断です。

○阿久津 皇委員 議長が行けば十分だとする理由を教えてください。

○ひえしま 進委員 議会の代表を、要するに問題意識としては、経費がかかり過ぎているというのがあるので、それをどうにか削減すべきだという前提があります。そうすると、一番いいのは、数の話としても、議長が一番、立場としては議会の代表者であるというのが1つあります。ただ、議長以外に必要だという今後御意見がいろいろ出れば、人数の話も、現状の人数で本当にいいのかということも含めて御議論いただけたらと思います。

○阿久津 皇委員 本当にお金の面で言うんだったら、もう議長もやめたほうがいいと思うんですね。それは、誰かしら行くことは必要だということでよろしいですか。

○ひえしま 進委員 区長は行かれるので、議会は議会でまた独立したものなので、誰かが派遣、その事業をやっている限りは行くべきではないかと思います。

○阿久津 皇委員 議会を代表して誰かしらが行くべきだと。それが1なのか3なのか5なのか10なのか、それは分からぬけれどもというようなことですね。

○ひえしま 進委員 現状の数はちょっと多いんじゃないかというのが前提です。

○原田竜馬委員 今回、私もカナダのウィニペグに訪問させていただいて、議長だけでいいのか議長以外の議員も行くべきなのかどうかという話はあるかと思うんですが、細かく言ってしまえば、本当に会派に人数が割り当てられることが適切なのか、世田谷区議会は1人会派が大変多いですけれども、本来1人会派の中から行くにふさわしいような方がいらっしゃるのではないか、人数もそうですけれども、選び方もまた1つ議論をしていかないといけないのでないかなと思うところでもございます。これは意見です。

1つ質問は、移動手段、今回カナダ・ウィニペグは基本的にビジネスクラスで行かせていただきましたけれども、この間の昨年であったり、5年前のウィニペグはコロナでなくなってしまいましたが、10年前であったり、ちょっとそのぐらいのスパンで、どのクラスに乗っていたかというのを教えていただければと思います。

○水谷区議会事務局次長 昨年はドゥブリングだったと思いますが、そのときは、日本からヨーロッパまでの区間はビジネスクラスだったと記憶しております。

○原田竜馬委員 前回のウィニペグはいかがでした。10年前のウィニペグはいかがですか。

○水谷区議会事務局次長 10年前のウィニペグも、日本から北米まではビジネスクラス、北米内の移動はエコノミークラスだったと記憶しております。

○中塚さちよ副座長 私も提案者の方にちょっとお聞きしたいんですけども、費用対効果の観点からという中で、日程というのが上がっているというのは、これはやはり予算を削減するためにこの日程を減らすという意味合いで書かれましたか。

○ひえしま 進委員 行き先によって違うと思うんですけれども、我々の会派としては現状のままはちょっと問題じゃないかというのがありますので、現状の規模とか予算の削減が必要なんじゃないかというのがベースにありますので、もう一度見直した結果、今回だったらウィニペグの話ですけれども、その日程で本当にいいのかどうかというのを御議論いただきたいということです。

○中塚さちよ副座長 まさに費用対効果ということで、先ほど近隣視察も行ったほうが逆に効率的なんじゃないかみたいな御意見も出ましたけれども、今回、私も初めて行かせていただいて、かなり日程がタイトなんです。そう考えると、むしろ今の日程であまり欲張らず、もっと深めて、やっぱりせっかく行くから話を深めてもうちょっと知りたいとか、そういうことが十分に聞けないまま次、次、次、次と移動していったところがあったんです。だから、日程というのはもしかしたら、そういう意味でいうと、減らすとか増やすというよりも、中の行程を少し精査というか厳選し、もうちょっと一つ一つをしっかり深められるような内容にしていったほうが、費用対効果という意味でもいいんじゃないかなと。だから、隣の自治体にも行ければそれは非常に有意義かなとも思うんですけれども、本当に今的内容ですら非常に、もうちょっと充実した内容にできたんじゃないかなというのが、感想なんですけれども。

○畠山晋一座長 実際行かれた人の意見も踏まえた意見です。

○加藤たいき委員 今、中塚副座長もおっしゃっていましたけれども、うちの会派としては、先ほどそのべ委員からも費用対効果という話がありましたが、やっぱり飛行機で移動してしまうような経費がかかってしまうのは問題だと思うんですが、電車で移動、三、四十分移動とか1時間移動して、世田谷区で役に立つ本当に大切な視察は近隣区に多分絶対あるはずなので、子どもの学校の問題だったりというところ、海外でしか見れないものというのはもちろんあるという認識で私はいます。

私もバンバリーに行かせてもらった立場で、バンバリーでも子どもたちと話をしたり、議員同士で何をしなくちゃいけないのかというのをいろいろと本当に話させていただいて、行かせていただることは私の議員生活に本当に役に立っていると思っております。

バンバリーに行かせてもらったときに、もっと世田谷区に役に立てるところを見たかったなという本音があります。そういうところまで羽を広げるようなものではないと思っておりますが、勉強するためには、行政視察も委員会で行っているのと同様に、海外の姉妹都市交流でもちょっと広げるということを考えてもいいのではないかなどというのは、うちの会派としては持っております。

○ひえしま 進委員 ちょっと確認しておきたいのは、事業を中止しろとかそういうことを言っているんじゃなくて、今、中塚副座長もおっしゃったみたいに、内容をもう1回精査したらどうですか、区民から疑問の声が上がっている限りは、ここでできますよ、やっていますよということを議論したらどうかということです。

○河野俊弘委員 私も今回団長としてウィニペグに行かせていただいて、その立場から申し上げると、議長だけでいいとかというところに、やはりもう少し成果の見える部分をもっと伝えなくちゃいけないんだなという今回の御指摘だったと僕は受け止めています。だから、現地で姉妹都市交流で、今区立の中学生が相互にホームでやったりとかというのはもうずっと続いている歴史的な背景もやっぱりありますし、今回の議会としての訪問は、やっぱり改革の会さんから最後に、将来の子どもたちに充てることを提案しますという一言が入っていますけれども、これは子どもたちのことすごくなじ密接している訪問だとも私は思いますし、1つの絵の交換から始まったこの交流がもう55年も続いている意義というのはすごく重いものがあるなと本当に思います。

1人当たりの経費が決して小さくないということは事実でありますし、今回18ページにあります経費については極力縮減するというところを踏まえた上で、団会議を重ねてきた結果、今回、視察の日程も、中塚副座長が言わされましたけれども、かなり過密で、ただそれでいいのかというのもまた今後話していくかなければならないなとも思います。これから先、またこういった姉妹都市交流は各国続していくわけですけれども、その都度やっぱり御意見をいただいて、それとプラス、行った者の責任として成果の見える化というのをもっと図っていかなければならぬなというのは、今後の課題だの一つだという部分もあります。1つの意見として。

○畠山晋一座長 河野団長、ありがとうございました。

○おのみずき委員 蛇足的にお伺いしたいんですけども、私個人は姉妹都市交流の議員派遣団として参加したことがないので、感覚的に十分分かっていないところもあって恐縮なんですけれども、姉妹都市交流事業は、議員が行うような行政視察とはちょっとまた全く別物なのかなと理解していました、そういう中で仮に今回の御提案にあるように、例えば派遣人数をすごく減らすみたいなことになったときに、相手側がどのように受け止めるのかなというところがちょっと気になっていました、もともと団で来ていたところが議長だけになった場合に、えっと思うのか、向こう側がどのように、もう交流を絶とうとしているのかみたいな、相手側がどういう印象を持つかがちょっと気になっていました、そのあたりは、聞かれてもという感じかもしれないですが。

○水谷区議会事務局次長 いきなり議長だけになつたらちょっと驚かれるかもしれません、実施形態の(2)に辞退者が出了場合は補充しないという項目がございます。以前は辞退する会派がいた場合は、その会派の分をほかの会派に割り振って、議員団は総勢何名という定員を確保して行っていたことがございました。それというのは、やはり今おの委員がおっしゃったように、一応儀礼として、我々も姉妹都市の大切さ、議員として姉妹都市の大切さを相手にお伝えするという気持ちがあったからだと思います。ただ、いろいろ社会状況の変化だとかがあって、辞退者が出了場合は補充しないと。少しずつ少なくなってきたといった経緯がたしかあったかと記憶しております。

○阿久津 皇委員 さっき僕がひえしまさんに言いたかったのはそこで、何で議員団が駄目で議長だけはいいんですかというところで、僕もバンバリーも行かせてもらった経験でいうと、やっぱり先方の受け止めなんですね。例えば会社勤めをしていて、暮れの御挨拶に行くのに、担当の営業マン1人で行くのと、その部署の新入社員も含めて担当者全員で行くのとで、多分先方の受け止めは違うと思うんですよね。

今おのさんがおっしゃったのもそうで、議長1人で来ましたというのと議員団できましたというのと、僕らがバンバリーに行ったときに何となく聞いていたのは、バンバリーとしてはもう受入れが厳しいという、何となくそんなニュアンスの話を聞いていて、ちょっとそれについて今後どうしましょうみたいな会議もあって、そこに対して、もしかしたら僕らとしては世田谷区の熱意みたいなものが伝えられたかもしれないなと思っていて、それが結果的に今でも継続はされているわけですけれども、僕らの見聞とかを高めるというよりは、姉妹都市としての先方への熱意とか誠意みたいなところが結構あって、それを議長1人で費用対効果だろうみたいなことをいうと、それは多分先方に伝わるので、そ

といったところが大事かなと思って先ほどちょっと聞かせていただきました。

○ひえしま 進委員 まさにそういう議論していただきたかったわけで、結局その行政視察とも違うとか、この姉妹都市交流事業の位置づけを明確化したほうがいいということなんですね。だから、費用対効果は何もお金の話だけじゃなくて、受け止め方もそうでしょうし、さっきの日程の質もそうでしょうし、もう一度ここで見直すべきではないかという趣旨ということで御理解いただきたいと思います。

○中塚さちよ副座長 事務局にもお聞きしたいんですけれども、前にも一度この話が出たときに、議会事務局の予算ではなくて、例えば政務活動費とかで議員が訪問する例も他自治体とかであるのかを御存じであればということと、あと、私が知っている中で、結構民間の財団とかで、姉妹都市交流に対し補助を出している民間の財団とかもあるんですけども、そういうのを活用して行かれた例とか、もし予算の面で工夫のしようがあるのかをちょっとお聞きしたいなと思います。

○水谷区議会事務局次長 財団の費用を用いたというところは、やっぱり公務との切り離しどうかが難しいので、なかなかちょっと現実的ではないかなとは思います。

あとは、政務活動費を使ってというお話をしたけれども、ほかの議会はどうか分かりませんが、世田谷区の場合は公務としていきますので、区長たちも公務、議員も公務で行きますので、政務活動費はなじまないと思います。仮に政務活動費で行かれるとなれば、我々事務局の随行の職員は公務としては行けなくなるので、そこら辺はきっちりと公務という扱いのほうがよろしいかと思います。

○原田竜馬委員 意見になるんですけども、今回行かせていただいて、本当に過密日程で、移動のときぐらいしかほっと休める時間がなかったなというのが印象です。ただ、今回のひえしま委員の御提案というのは本当によくよく考えなければならないなと思っております。特に今回私が申し上げたいのは、今回私たちはビジネスクラスで伺いました。フルフラットで長時間乗って行けたというのは、確かにそれは公務を行うに当たって万全の体制で行くという意味では必要なかもしれません。

ただ、例えば今回、到着してすぐに何か予定があったかというと実はなくて、到着してすぐホテルに着いて、次の日に備えるというような状況でした。そういうふた次の予定のことを考えたり、例えば今回自分が行くに当たってかなりいろいろ調べたり聞いたりして、区長はもちろんビジネスで行ったんですけども、役所の部長だとか係長はビジネスではなくて、エコノミーとビジネスの間のプレミアムエコノミーに乗って私たちと同じ日程を

こなされていらっしゃったということを考えると、本当にビジネスである必要があるのか
ということは考えないといけないのかなと思います。

また、ほかの自治体がやっているから世田谷区もそうしろとは言わないですけれども、
ちょっと調べてもらって、23区がどういった状況なのかということを見ると、もちろんビ
ジネスクラスで姉妹都市へ伺う自治体もあるんですが、例えば大田区は、アメリカのマサ
チューセッツ州に行くに当たって全てエコノミークラス、オーストラリアも全てエコノ
ミークラスで行っていたり、渋谷区も、ペルーだとか、アメリカ・ホノルルへ行くのにエ
コノミークラス、区長のみプレミアムエコノミークラスだとか、板橋区においては、カナ
ダに行くのに、議長はビジネスクラスで、議員はエコノミークラスだとか、江戸川もそう
ですね。そういう形で経費を削減している自治体が見られるというのは事実としてあると
思います。

ですので、今回ビジネスで伺うことになりましたけれども、本当にビジネスではなくて
プレミアムエコノミーでもよかつたのではないか、次の予定を鑑みて、もしかしたらビジ
ネスのほうがいいのではないかとか、その都度都度、姉妹都市交流を実施するに当たって
は、今回エコノミーに乗ればビジネスの恐らく3分の1、4分の1ぐらい、プレミアムエ
コノミーであれば2分の1ぐらいの費用で行けたわけでありますので、都度都度、飛行機
のクラスに関しては、経費の削減、最も大きい部分かと思いますので、考えていく必要は
あるのではないかと意見として申し述べさせていただきます。

○河野俊弘委員 団の話なので少し補足しますと、その議論というのは、今お話をあった
原田委員と副座長の中塚さんから団会議のほうで提案があった中で検討したところです。
やはり今プレミアムエコノミーの話もありましたけれども、座席数がやっぱり人数的には
足りないとか、いろんなことを考慮させていただいた結果、やはり団として一致団結し
て、皆さんのが何かあったときに、飛行機内であっても、13時間以上の長旅でしたから何か
不測の事態があったら困るというところも鑑みた、熟慮した結果、今回ビジネスになった
というところは申し上げたいと思います。

○そのべせいや委員 2つお調べいただきたいのが、子どもたちの派遣については、人数
も多いのでちょっと横引きできるかは難しいんですが、1人当たり大体幾らになるのかと
いうことと、ホテルのグレード、今グーグルマップなんかを見ても、星の数でホテルのグ
レードなんかが表記されていると思われますが、どれぐらいのものをお使いのケースが多
いのかということを、2点お調べいただきたいです。

意見としましては、10年ほど前にアジア議連の一環で台湾の高雄市と韓国のソウル特別市へ私も伺いました。政務活動費を使われた方や私のように自己負担の方もいらっしゃった中で、エクスペディアを利用して極力費用が縮減されるように、飛行機も宿泊先も予約をされていたのが今でも印象に残っています。何かしらの手立てで費用の圧縮をすることができるのではないかということは意見として申し上げます。

○福田たえ美委員 1つ確認させていただきたいんですけれども、これは姉妹都市ですので相手方がいらっしゃいますが、先方から世田谷区のほうに、今回ですとウィニペグですけれども、セレモニーにお越しくださいというような形での御案内が来るというものでしようか。

○水谷区議会事務局次長 招待状を頂けるものです。そこには、区長、議長並びに区議会議員の皆様、ぜひお越しくださいというような文言が毎回入っております。

○福田たえ美委員 ということは、区議会議員も御招待状を頂いているということであれば、やはりそこにどういうふうに対応していくかということも丁寧に議論をしていく必要性があるかなと思いました。

あともう一つが、かなりの距離を移動していきますので、人間です、生身の体ですので、やはり体調が必ずしも議長が万全であるとは限らないと思います。大切なセレモニーのときに、どうしても体調不良を起こしてしまったといったときにも、やはり複数の議員団でしっかりと行くことで議長のこともサポートできるのではないかと思っております。

あともう一つが、子どもさんを、やはり世田谷区の子どもさんが姉妹都市に行かれていって、どんな都市に子どもたちを、私たちはある意味送り出していくのかという意味では、やはり人数はこれから検討していかなきやいけませんけれども、複数の目で見ていくということもすごく重要なかなと思いましたので、一応意見として申し上げます。

○畠山晋一座長 それでは、本日出席していない会派から現時点の御意見は。

○水谷区議会事務局次長 ありません。

○畠山晋一座長 それでは、本件について本日の協議はここまでといたします。

次回改めて協議いたしますので、本日の議論を踏まえて各会派で意見をまとめていただきますようお願いいいたします。本日出席していない会派については、事務局より本日の協議内容報告の上、御意見を伺うようお願いいいたします。

3次回研究会です。次回研究会は1月16日金曜日午後1時から開催いたします。

そのほか何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○畠山晋一座長 以上で本日の議会制度研究会を散会いたします。